北海道林業・木材産業　新型コロナウイルス対策に関する連絡会議　次第

令和２年５月 22 日

【議案】

１　第１回会議における意見について

２　今後の対応の方向性について

第２回 北海道林業・木材産業　新型コロナウイルス対策に関する連絡会議　出席者名簿

所属	職氏名
北海道森林組合連合会	代表理事会長　阿部徹　様 （代理出席　営業部長　福田靖大　様）
北海道素材生産業協同組合連合会	代表理事会長　高篠和憲　様
北海道森づくり推進協議会	会長　三国新平　様 （代理出席　事務局　萩原祐一　様）
北海道木材産業協同組合連合会	副会長　内田敏博　様
北海道カラマツ製材業協議会	会長　松永秀司　様
トドマツ人工林材協議会	会長　吉井忠　様 （代理出席　吉田良弘　様）
物林（株）	取締役　中原雅之　様
物林（株）営業本部北海道グループ	グループ長　中根幹成　様
住友林業フォレストサービス（株） 東日本事業部 北海道営業所	北海道営業所長　長尾知昌　様
日本製紙木材（株）北海道支店	支店長　中村善富　様
北海道森林管理局	総務企画部　企画課長　門脇大輔　様
〃	森林整備部　資源活用第一課長　赤羽根浩　様
〃	森林整備部　資源活用第二課長　白岩誠　様
北海道水産林務部	林務局長　岡嶋秀典
〃	林業木材課長　加納剛
〃	林業木材課木材産業担当課長　宮谷勇
〃	林業木材課林業振興担当課長　山崎康裕
〃	森林整備課長　土屋禎治
〃	道有林課長　庄司靖幸
〃	総務課　課長補佐（林務企画）　成澤直人

（事務局）

北海道水産林務部林業木材課	課長補佐（林業木材）　立原泰直
〃	主査（林業木材）　日比野寛太

「北海道林業・木材産業　新型コロナウイルス対策に関する連絡会議（第２回）」
開催要領

第1　日時
令和２年５月 22 日（金） 13:30 から1時間程度

第２　開催方法
Cisco Webex を使用しオンラインにて開催

第３　目的
第 1 回連絡会議の場で構成員より寄せられた意見を踏まえ、今後、必要な対策の検討を行うために開催する。

第４　構成員
構成員は別紙のとおりとする。

第５　運営
1. 林業木材課長が主宰する。
2. 林業木材課長が認めた場合は、構成員以外の者の出席を求めることができる。
3. その他、運営に関し必要な事項は林業木材課長が定める。

第６　事務局
連絡会議の事務局は、林業木材課に置く。

第７　雑則
この要領に定めるもののほか、必要な事項は林業木材課長が別に定める。

別紙

北海道林業・木材産業　新型コロナウイルス対策に関する連絡会議（第２回）
構成員

北海道森林組合連合会

北海道素材生産業協同組合連合会

北海道森づくり推進協議会

北海道木材産業協同組合連合会

北海道カラマツ製材業協議会

トドマツ人工林材協議会

物林（株）営業本部北海道グループ

住友林業フォレストサービス（株）北海道営業所

王子木材緑化（株）北海道支店

日本製紙木材（株）北海道支店

北海道森林管理局

北海道水産林務部（総務課／林業木材課／森林整備課／道有林課）

資料1

第１回会議における意見について

- 第 1 回 北海道林業・木材産業新型コロナウイルス対策に関する連絡会議概要

第１回 北海道林業・木材産業新型コロナウイルス対策に関する連絡会議 概要

【開催日時】 令和２年４月22日（水）

【開催方法】 書面

【開催結果】

議案１ 「北海道林業・木材産業 新型コロナウイルス対策に関する連絡会議」の設置について

参加者11名中11名が会議への参画に同意

議案２ 現在の影響について

（主な意見）

- 原木の販売不振、原木受け入れ制限等（９名１３件）
  ⇒主にトドマツに関するもの：５名８件
  ⇒主にカラマツに関するもの：２名２件
- 建築材等の販売不振（３名４件）
- 産業用資材（梱包・パレット・サンギ等）の販売不振（７名１０件）
- 移出原木の停滞（２名３件）

議案３ 今後、予想される影響について

（主な意見）

- 林業事業体の経営の逼迫（５名９件）
- 木材加工工場の経営逼迫（３名４件）
- 木材製品の需要減退（６名１１件）
  ⇒主に建築材等に関するもの：５名８件
  ⇒主に産業用資材に関するもの：１名１件
- 原木価格の低下及び流通の変化（４名４件）

議案４ これまでに講じた、あるいは今後、講じることとしている対策について

（主な意見）

- 原料や仕向け先の転換など需要動向に合わせた生産体制等のシフト（３名６件）
- 減産等の生産調整及び雇用調整金の申請など（３名３件）
- 国等の関係機関への要望活動等（２名４件）
- 関係者の状況把握及び、その内容を踏まえた対応策の検討（２名３件）
- 原木価格の見直し（２名２件）

議案５ 今後、必要となる対応について

（主な意見）

- 国有林、道有林における搬出期限の延長や出材量の調整など（６名７件）
- 休業補償、代替事業の創出などの雇用対策（４名５件）
- 材の出材を伴わない事業の推進や原料材比率の高い山林の伐採など、需要動向に応じた森林整備事業の推進（４名５件）
- 原木・製品の保管場所拡張や在庫の掛かり増し経費などに対する支援（３名３件）
- 流通経費や原木価格維持補填、製品輸送運賃補助など流通の下支え（３名３件）
- 返済期間の猶予、融資枠の追加、相談体制の確立など金融対策の充実（２名４件）
- 各地の生産計画や需要動向、補助事業などに関する情報のとりまとめ及び発信（２名２件）

資料2

今後の対応の方向性について

- 影響の検討①　　リーマンショック前後における製材工場の動向
- 影響の検討②　　原木消費量の推移イメージ
- 影響の検討③　　原木在荷量の推移イメージ
- 第１回意見対応の整理（案）
- 新型コロナウィルス感染症・現時点での影響と対応方向【林務関係】

影響の検討①（リーマンショック前後における製材工場の動向）

【平成19年3月～平成24年3月】

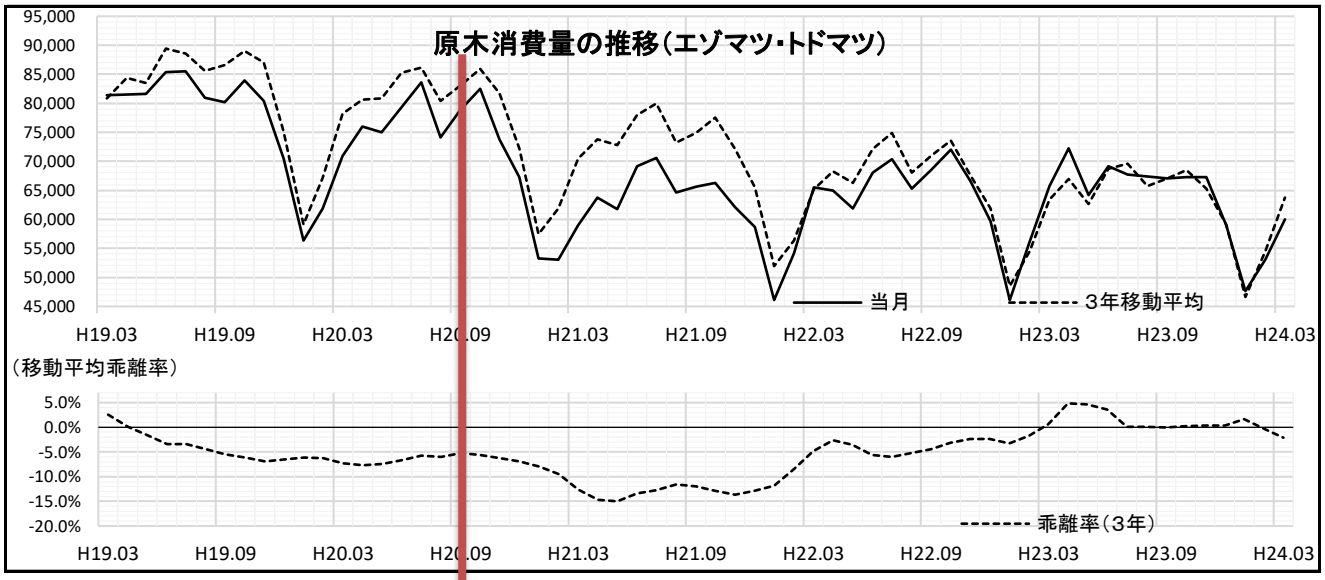

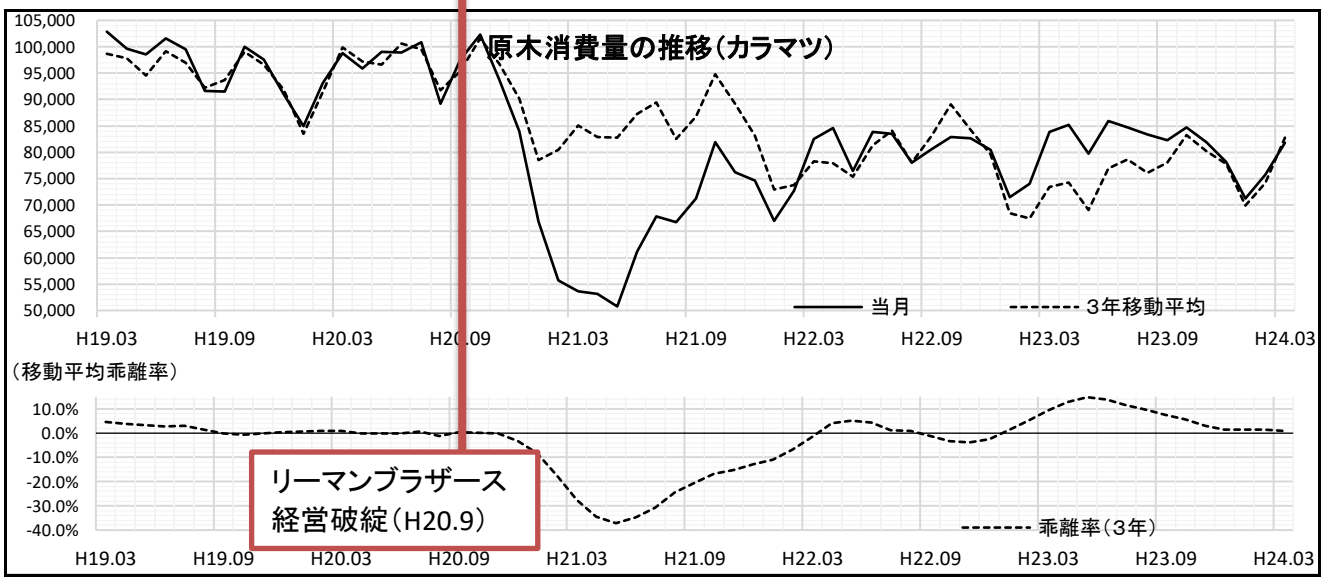

【原木消費量の年度対比】　（単位：千m^3）

	カラマツ	エゾマツ・トドマツ	合計
H19年度	1,148	919	2,067
H20年度	1,037	856	1,893
H21年度	826	748	1,574
H21年度/H19年度	**72%**	**81%**	**76%**
H21年度/H20年度	80%	87%	83%

○平成21年度のカラマツ原木消費量は、平成19年度に比べ28%減少
○平成21年度のトドマツ原木消費量は、平成19年度に比べ19%減少
○平成21年度の原木消費量（カラマツ、エゾマツ・トドマツ合計）は、平成19年度に比べ24%減少

<注意事項>
・「3年移動平均」は当月値を含む過去3カ年の同じ月の平均値を表す。
・「乖離率（3年）」は3年移動平均に対する当月値の乖離率を表す（（「当月」÷「3年移動平均」－1）×100）。

影響の検討②　（原木消費量の推移イメージ）

＊新型コロナウイルス感染拡大が原木消費に３割程度（R3.3時点）の影響を与えると仮定した場合

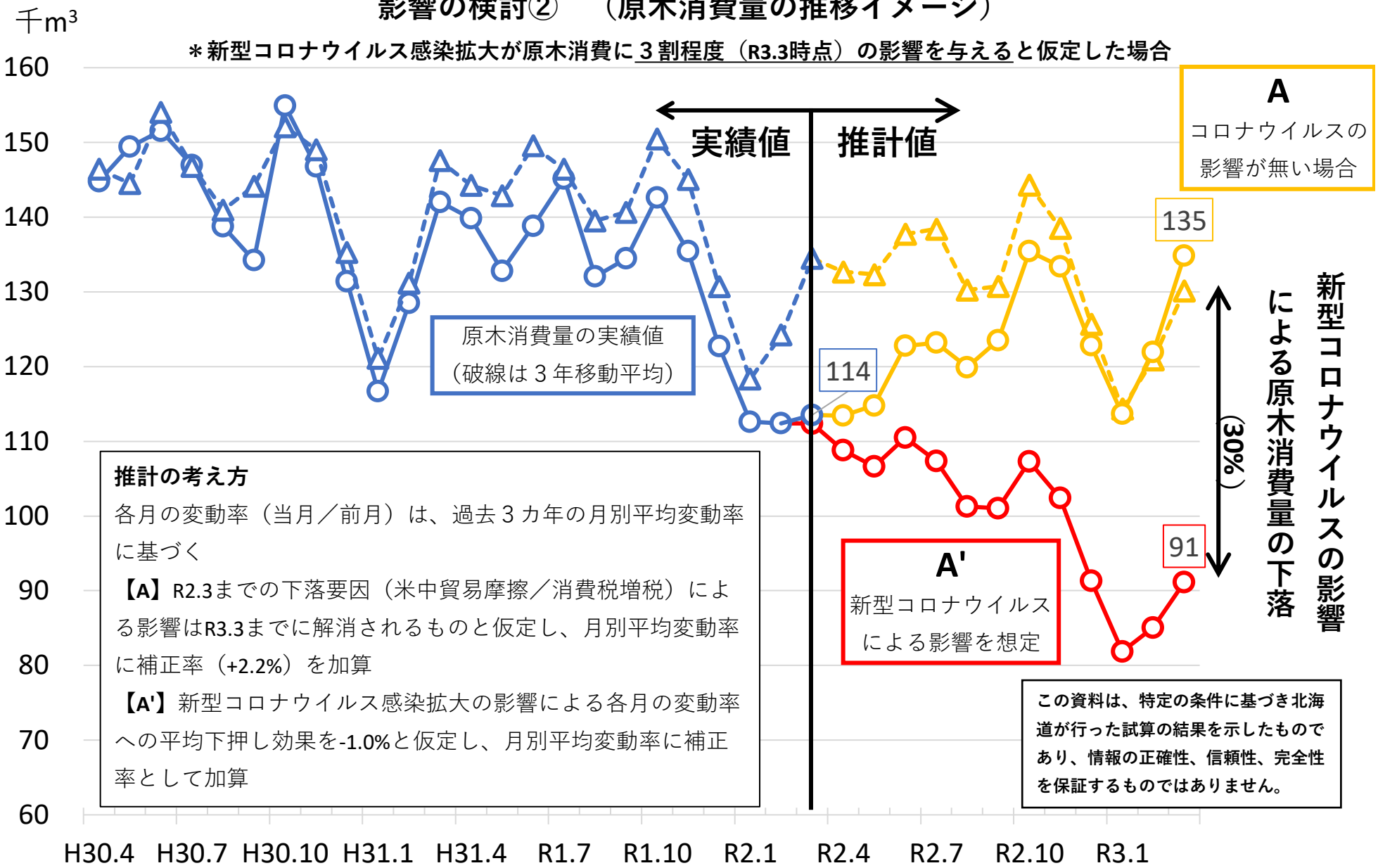

推計の考え方

各月の変動率（当月／前月）は、過去３カ年の月別平均変動率に基づく

【A】R2.3までの下落要因（米中貿易摩擦／消費税増税）による影響はR3.3までに解消されるものと仮定し、月別平均変動率に補正率（+2.2%）を加算

【A'】新型コロナウイルス感染拡大の影響による各月の変動率への平均下押し効果を-1.0%と仮定し、月別平均変動率に補正率として加算

この資料は、特定の条件に基づき北海道が行った試算の結果を示したものであり、情報の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。

影響の検討③（原木在荷量の推移イメージ）

＊新型コロナウイルス感染拡大が原木消費に３割程度（R3.3時点）の影響を与えると仮定した場合

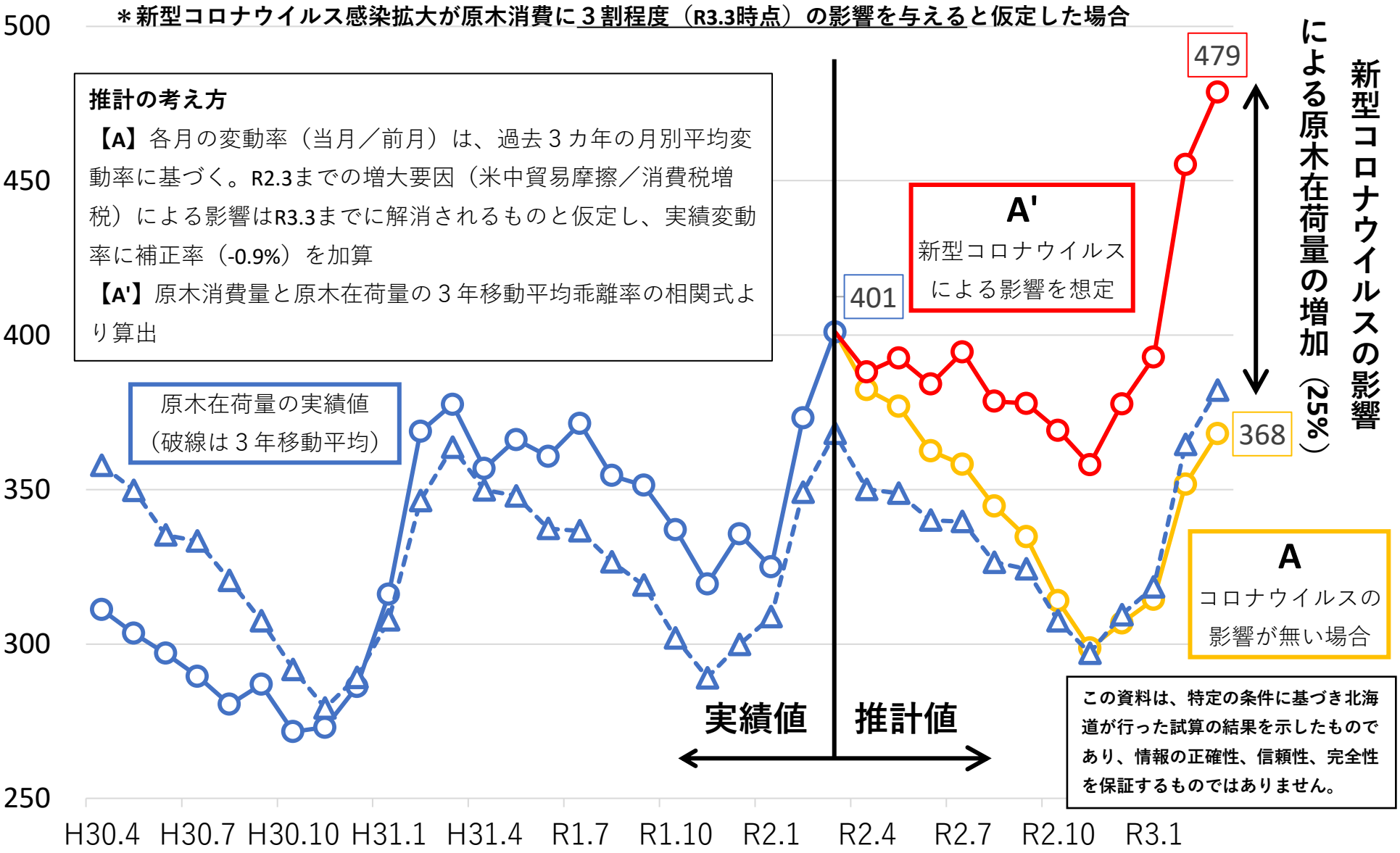

この資料は、特定の条件に基づき北海道が行った試算の結果を示したものであり、情報の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。

○第 1 回意見対応の整理（案）

<table>
<tr><th></th><th><川上></th><th><川中・下></th></tr>
<tr><td rowspan="2">緊急対応期/
感染抑制・
社会活動
両立期</td><td colspan="2">・ 返済期間の猶予、融資枠の追加、相談体制の確立など金融対策の充実
⇒金融対策（運転資金の確保）
・ 休業補償、代替事業の創出などの雇用対策⇒雇用対策
・ 各地の生産計画や需要動向、補助事業などに関する情報のとりまとめ及び発信⇒情報発信</td></tr>
<tr><td>・ 国有林、道有林における搬出期限の延長や出材量の調整
・ 材の出材を伴わない事業の推進や原料材比率の高い山林の伐採など、需要動向に応じた森林整備事業の推進
⇒需要動向に応じた適切な森林整備</td><td>・ 原木・製品の保管場所拡張や在庫の掛かり増し経費などに対する支援
・ 流通経費や原木価格維持補填、製品輸送運賃補助など流通の下支え
⇒流通対策（滞留した原木や在庫製品の流通、サプライチェーン見直し）</td></tr>
<tr><td>需要の
回復期</td><td></td><td>・ 収束後に、原木不足がないよう先を見越した手当て
・ 需要の掘り起こし
（木造公共施設等の建設促進）
⇒需要喚起</td></tr>
</table>

新型コロナウィルス感染症・現時点での影響と対応方向【林務関係】（案）

2020/5/20 現在

影響

1 新型コロナウイルス感染症拡大の影響

○ 本道では、カラマツやトドマツなど人工林が利用期を迎え、今後、道産木材の供給量は増加見込

主伐期（9鈴級以上）の人工林面積割合　7割
木材の利用量（基本計画目標）
H29: 459万㎥→R18: 600万㎥

○ 一方、本年2月以降、物流や住宅建築の停滞などにより、輸送資材(梱包・パレット)や建築材等の需要が減少するとともに、工場の原木在荷等が増大

① カラマツ製材は、梱包材・パレット材等の需要減により、出荷減少、在庫過多

【カラマツ 製材出荷量】
78%（R2.4月／前年同月比）
【カラマツ 原木在荷量】
124%（R2.4月／前年同月比）
※データは速報値

② トドマツ製材は、中国からの住宅資材の入荷遅れに伴う建築材等の需要減により、出荷減少、在庫過多

【エゾトド 製材出荷量】
83%（R2.4月／前年同月比）
【エゾトド 原木在荷量】
112%（R2.4月／前年同月比）
※データは速報値

○ また、木材需要の減少に伴い、主伐や伐採後の造林が減少するなど、森林整備が停滞する懸念

2 関係団体等との連携

○ コロナウイルス感染症の影響を迅速に把握し、必要な対策の検討を進めるため、道をはじめ、業界関係団体や企業、国（森林管理局）などで連絡会議を設置（4／22）

事業量減少などによる経営不安と事業継続の危機

対応

対応方向		国の緊急経済対策	道の対策	国への要請事項等
緊急対応期	資金確保	**○林業・木材産業金融緊急対策** **1. 林業関係資金融資円滑化事業** **2. 林業施設整備等利子助成事業** **3. 林業信用保証事業** ・ 農林漁業セーフティネット資金等の経営維持・再建に必要な資金の実質無利子化・無担保化等を措置	**【中小企業総合振興資金】（道経済部）** （新型コロナウイルス感染症対応資金の創設） ・融資金額：国・道合わせて6,000万円以内 ・融資期間：10年以内（うち据置5年以内）	
			【資金供給】 ・ 資金供給の円滑化（手続き簡素化等）	
		○持続化給付金 ・ 事業全般に広く使える給付金の支給	**【持続化給付金】** ・ 支給対象者の拡大　・支給額の引き上げ	
	雇用維持	**○雇用調整助成金（特例措置の拡大）** ・ 要件の緩和 ・ 助成率の引き上げ ・ 手続きの簡素化	**【雇用調整助成金】** ・ 予算の確保　・ 手続きの簡素化 ・ 支給額の引き上げ	
			【森林整備事業】（公共） ・適切な森林整備の実施	
	事業継続		**【流通促進対策】** ・滞留している 国内向け原木や製品の長期保管費用への支援 ・既存融資制度等を活用した原木購入支援	
感染抑制・社会経済活動両立期	生産・流通体制の強化	**○輸出原木保管等緊急支援事業** ・ 滞留している輸出向け原木の保管費用等を支援［団体補助］		
		○大径原木加工施設整備緊急対策 ・ 大径材を有効活用するための加工施設の整備を支援	**【地域林業活性化対策事業費】（①臨非公）** ・ 大径材を有効活用するための施設整備を支援（国事業（1/2）に道が上乗せ(1/4)）	
			【林業イノベーション推進総合対策】（非公） ・ ICT・IOTなど新技術の導入	
V字回復期	木造公共施設の整備	**○国産農林水産物等販売促進緊急対策** ・ 公共施設等の木造化・木質化のプロモーションを支援［団体補助］	**【道産木材販売促進緊急対策】** ・市町村による施設の木質化等 ※詳細確認中	
			【公共施設の整備】 ・道有施設の木質化の推進	
	需要喚起		**【HOKKAIDO WOOD推進事業】（道単）** ・道外・海外PRプロモーション活動	

資料3

参考資料

○ 道産木材の生産・加工の流れ

○ 製材工場の動向（エゾマツ・トドマツ）【平成7年2月～令和2年2月】

○ 林業・木材産業者が活用できる支援（林野庁）

○ 持続化補助金　関係資料（経済産業省）

道産木材の生産・加工の流れ

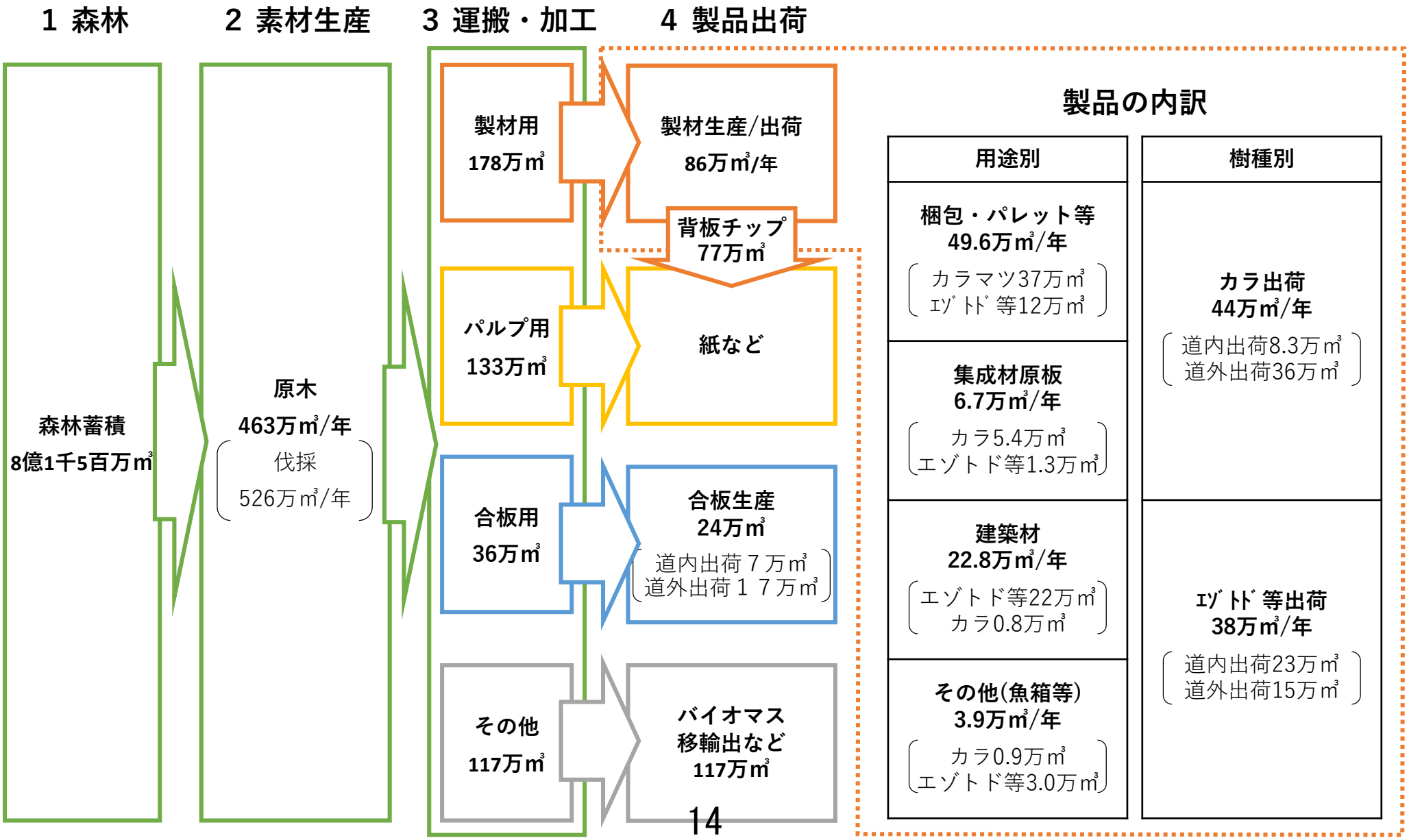

（データはいずれも平成３０年度実績）

製材工場の動向（エゾマツ・トドマツ）【平成7年2月～令和2年2月】

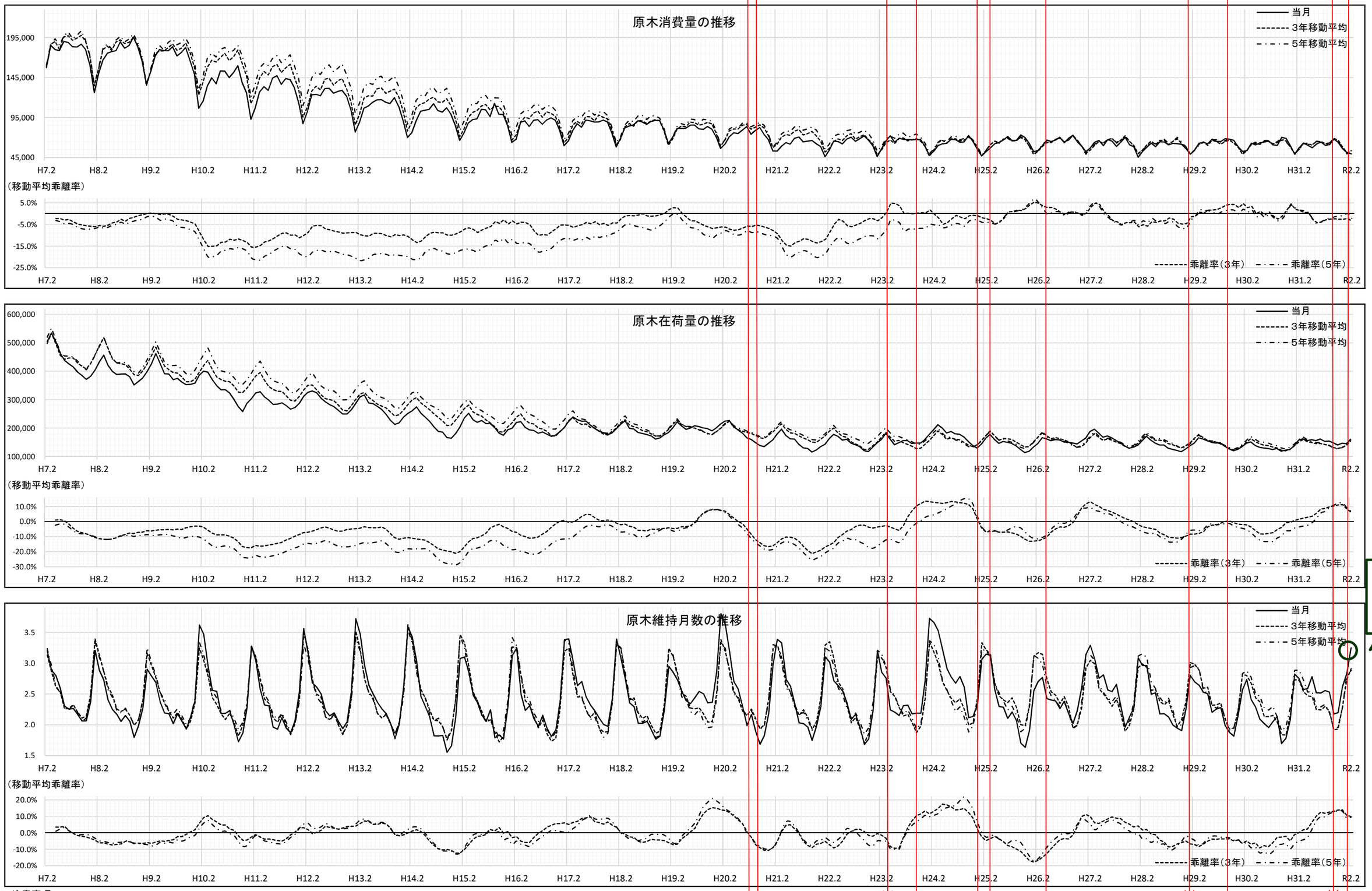

非常に高い水準で推移

H20.7　洞爺湖サミット

H20.9　リーマンショック

H23.3　東日本大震災

H23.10　1ドル＝75円台

H24.12　第二次安倍内閣発足

H25.3　TPP交渉参加表明

H26.4　消費税8%

H29.1　トランプ政権発足

H29.10　TPP11発効

R1.10　消費税10%

R2.2　英、EU離脱

〈注意事項〉

・「3年移動平均」は当月値を含む過去3カ年の同じ月の平均値を表す。

・「5年移動平均」は当月値を含む過去5カ年の同じ月の平均値を表す。

・「乖離率」は移動平均（3年/5年）に対する当月値の乖離率を表す（（「当月」÷「移動平均」－1）×100）。

・令和2年1月から令和2年2月までの値は速報値。

製材工場の動向（カラマツ）【平成7年2月～令和2年2月】

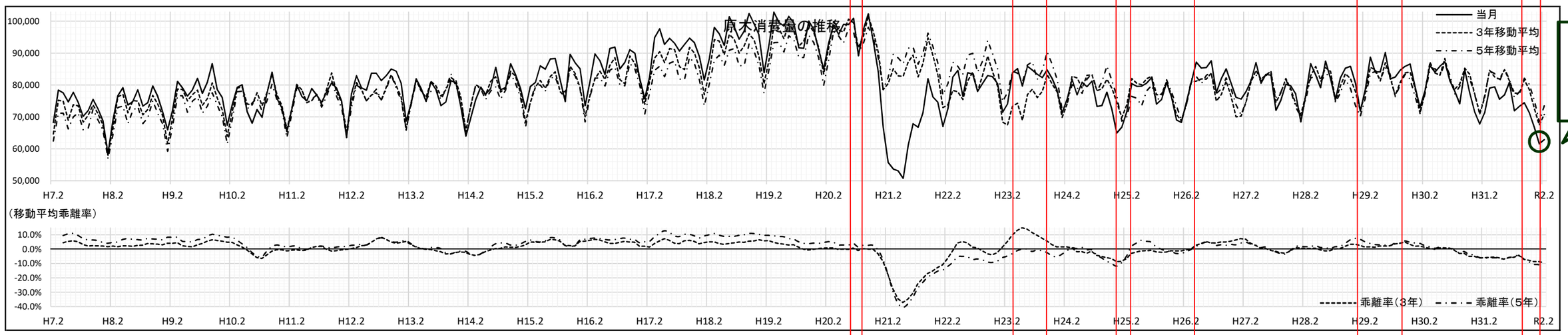

リーマンショック以来の低水準

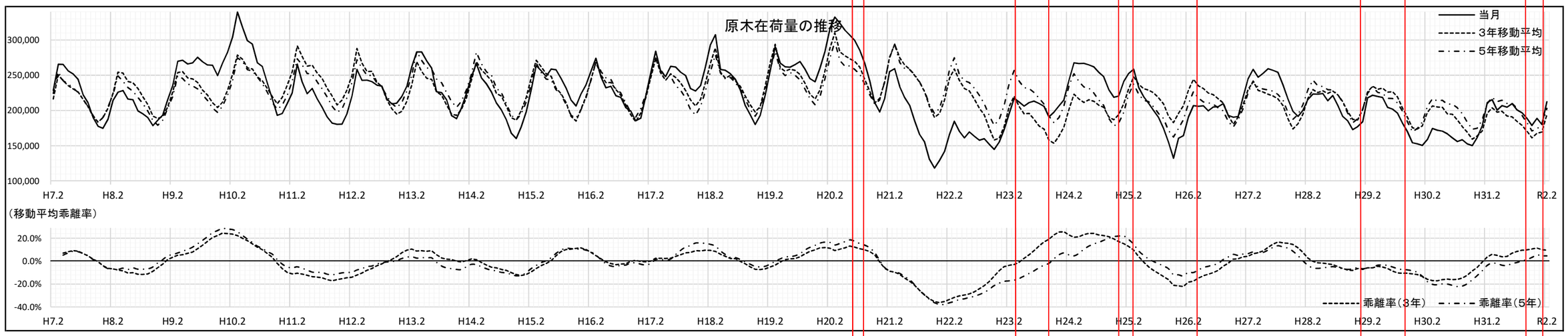

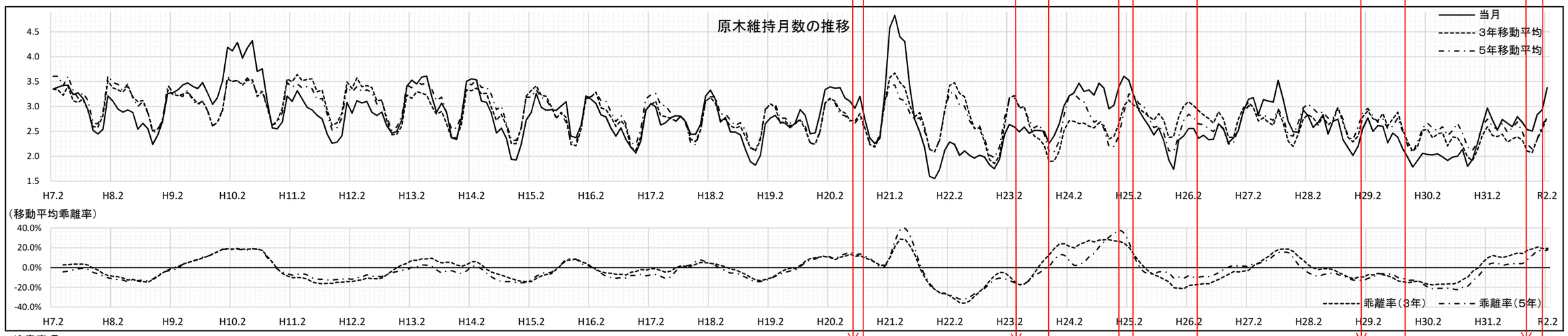

H20.7　洞爺湖サミット
H20.9　リーマンショッ
H23.3　東日本大震災
H23.10　1ドル＝75円台
H24.12　第二次安倍内閣発足
H25.3　TPP交渉参加表明
H26.4　消費税8%
H29.1　トランプ政権発足
H29.10　TPP11発効
R1.10　消費税10%
R2.2　英、EU離脱

<注意事項>
・「3年移動平均」は当月値を含む過去3カ年の同じ月の平均値を表す。
・「5年移動平均」は当月値を含む過去5カ年の同じ月の平均値を表す。
・「乖離率」は移動平均（3年/5年）に対する当月値の乖離率を表す（（「当月」÷「移動平均」－1）×100）。
・令和2年1月から令和2年2月までの値は速報値。

林業・木材産業者が活用できる支援（１／３）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
木材の利用促進	【国産農林水産物等販売促進緊急対策】 公共施設等の木造化・木質化等を支援	支援対象：民間団体等 補助率：定額 事業実施主体：民間団体	林野庁木材利用課 TEL：03-6744-2120 もっと知りたい　紹介動画
原木の一時保管に要する費用の支援	【輸出原木保管等緊急支援事業】 滞留している輸出向け原木の一時保管費用等を支援	支援対象：林業経営体等 補助率：定額 事業実施主体：(一社)全国木材組合連合会	林野庁木材産業課 TEL：03-6744-2292 もっと知りたい　紹介動画
大径原木加工施設の整備	【大径原木加工施設整備緊急対策】 行き場のなくなった大径原木を有効活用し、付加価値の高い木材製品に転換するための加工施設の整備を支援	支援対象：木材関連事業者等 補助率：定額（1/2以内） 事業実施主体：都道府県	林野庁木材産業課 TEL：03-6744-2290 もっと知りたい
金融支援	農林漁業セーフティネット資金等の経営維持・再建に必要な資金の実質無利子化・無担保化等を措置	支援対象：林業者等 事業実施主体：（株）日本政策金融公庫、全国木材協同組合連合会、（独）農林漁業信用基金	林野庁企画課 TEL：03-3502-8037 もっと知りたい　紹介動画
持続化給付金	中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人でひと月の売上が前年同月比50%以上減少している事業者	法人は200万円以内、個人事業者は100万円以内を支給	経済産業省 中小企業金融・給付金相談窓口 TEL：0570-78-3183 もっと知りたい　農林漁業者向けパンフレット 紹介動画（基本情報編） 【個人向け】申請要領　紹介動画 【法人向け】申請要領　紹介動画 【申請ページ】申請ページ

林業・木材産業者が活用できる支援（２／３）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
雇用調整助成金	景気変動などの経済上の理由により、事業縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練、又は出向により、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成する制度 【令和2年1月24日から令和2年7月23日までの休業等について適用】 （１）休業等計画届の事後提出が可能 （２）生産指標の確認対象期間を３か月から１か月に短縮し、前月と対前年同月比を10%から5%減少に緩和 （３）最近３か月の雇用指標が対前年比で増加していても助成対象 （４）事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象 （５）継続して雇用された期間が６か月未満の新規学卒者などの労働者についても助成対象 ※さらに緊急対応期間（令和2年4月1日から令和2年6月30日まで）の休業等については下記も適用 （６）週20時間未満の雇用保険被保険者でない労働者（パート、アルバイト（学生も含む）等）も休業の対象 （７）支給限度日数（100日）とは別に活用可能	【緊急対応期間（令和2年4月1日から令和2年6月30日）までの休業等に適用される助成率・加算額】 ○休業手当に対する助成 ➢中小企業　4/5、 ➢大企業　　2/3 ○解雇等を行わない場合に助成率 の上乗せ ➢中小企業　9/10、 ➢大企業　　3/4　など ※１日当たり助成額上限8,330円 ○教育訓練をした場合 ➢中小企業　2,400円/日加算 ➢大企業　　1,800円/日加算	最寄りの都道府県労働局・ハローワークまたは学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金 TEL：0120-60-3999 もっと知りたい（農業経営者の皆様へ） もっと知りたい（林業経営者の皆様へ） 雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所のうち未加入の事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、林野庁が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」が必要 ＜提出先＞ 林野庁林政部経営課 林業労働対策室（郵送のみ） 住所：〒100-8952 千代田区霞が関1-2-1 TEL：03-6744-0483

林業・木材産業者が活用できる支援（３／３）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
小学校休業等対応助成金	コロナの影響で臨時休業等した小学校等に通う子どもの世話が必要となった保護者である労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主に対して助成（令和2年2月27日から令和2年6月30日まで）	助成率：休暇中に支払った賃金相当額×10/10 ※１日当たり助成額上限 8,330円	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金相談コールセンター(0120-60-3999) もっと知りたい 雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所のうち未加入の事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、林野庁が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」が必要 ＜提出先＞ 林野庁林政部経営課 林業労働対策室（郵送のみ） 住所：〒100-8952 千代田区霞が関1-2-1 TEL：03-6744-0483

販路開拓を目指す皆様へ

ブランド力を高めたい
商品を宣伝したい
HPを開設したい

そんな小規模事業者の皆様にぜひ活用していただきたい補助金があります。

✓ 持続化補助金

（小規模事業者持続的発展支援事業）
小規模事業者が経営計画を策定して取り組む販路開拓等の取組を支援
（令和2年度補正：700億円特別枠創設）

＜補助額＞

上限50万円（コロナ特別対応型：上限100万円）

※ 共同申請可能

＜補助率＞

2/3

＜補助対象＞

非対面販売のためのホームページの作成・改良、店舗の改装、チラシの作成、広告掲載など

※事業計画期間において、「給与支給総額が年率平均1.5%以上向上」、「事業場内最低賃金が地域別最低賃金＋30円以上」を満たすこと等を加点要件とします（コロナ特別対応型を除く）。

※令和元年度補正予算及び令和2年度補正予算において中小機構に措置

経済産業省　中小企業庁　Be a Great Small. 中小機構

持続化補助金活用イメージ

成果

採択事業者の**97.5%**が**客数増加**、**96.0%**が**売上増加**を実感！
※いずれも増加見込みを含む
※平成26年度補正予算事業採択事業者へのアンケート結果により集計

活用例

事例①（コロナ特別対応型）

新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受ける中でも、営業を継続するため、店内飲食のみであった洋食屋が、出前注文を受け付けるためのwebサイトを作成し、**来店しない顧客への販売を開始**。

事例②（通常型）

宿泊・飲食事業などを行う旅館にて、補助金を活用し、外国語版Webサイトや営業ツールを作成。また、ピクトグラムの活用やムスリム対応情報を発信した結果、**問合せ件数が倍増、海外客の団体旅行予約も２割程度増加**。

新型コロナ感染症対応「特別枠」の創設

- ✓ 補助上限額を100万円に引き上げ。
- ✓ 2月１８日以降に発生した経費も補助対象になる。
- ✓ 売上が前年同期比20%以上減少している方には、希望により概算払い(即時支給)を実施。
- ✓ 補助対象経費の1/6以上が以下のＡ～Ｃいずれかの要件に合致することが必要。

Ａ　サプライチェーンの毀損への対応
Ｂ　非対面型ビジネスモデルへの転換
Ｃ　テレワーク環境の整備

＜令和元年度補正予算持続化補助金（一般型）の今後のスケジュール＞

公募　　：令和2年3月10日（火）から公募中
電子申請：令和2年4月15日（水）から利用可
応募締切：令和2年6月5日（金）当日消印有効（2次締切）

※2次締切後も申請受付を継続し、令和2年度内には令和2年10月(3次)令和3年2月(4次)に締切りを設け、それまでに申請のあった分を審査し、採択発表を行います。（予定は変更する場合がございます。）

＜令和２年度補正予算持続化補助金（コロナ特別対応型）の今後のスケジュール＞

公募　　：令和2年4月28日（火）公募要領公開
応募締切：令和2年5月15日（金）必着

※締切り後も申請受付を継続し、複数回の締切りを設け、それまでに申請のあった分を審査し、採択発表を行います。（制度内容、予定は変更する場合がございます。）

応募方法等の詳細はこちらからご確認ください

全国商工会連合会
一般型　コロナ特別対応型

日本商工会議所
一般型　コロナ特別対応型